

# 公 示 送 達 書

大江町告示第41号  
令和8年6月22日

下記の書類は税務町民課固定資産税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田 清 隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	山形県寒河江市大字八楯89番地の2
	氏 名	グエン・トルン・ヒェウ
送達する書類名	令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

# 公 示 送 達 書

大江町告示第42号  
令和8年6月22日

下記の書類は税務町民課固定資産税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田 清 隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	宮城県仙台市青葉区川平5丁目4番30号
	氏 名	株式会社QUALITA Re
送達する書類名	令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	